

## 松崎町成人式該当者に対する新型コロナウイルス感染症PCR検査費用助成金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、松崎町成人式（以下「成人式」という。）参加予定者が、当該成人式の開催日前にPCR検査を受け、新型コロナウイルス感染症を危惧することなく安心して参加できるようにするとともに、町民への感染拡大防止を図ることを目的とし、PCR検査費用助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関し、松崎町負担金補助及び交付金に関する規則（昭和33年松崎町規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 成人式該当者 平成29年3月に松崎町立松崎中学校を卒業した者又は平成13年4月2日から平成14年4月1日生まれの松崎町内に住所を有する者（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住民票に記載されている者をいう。）
- (2) PCR検査 新型コロナウイルスが体内に存在しているか調べるために行うPCR検査をいう。ただし、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第15条に基づいて行う行政検査を除く。

### (対象者)

第3条 助成金の交付を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、成人式該当者であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 成人式開催日現在において町外に在住し、成人式に参加することを目的とした帰省のためPCR検査を受け、かつ、成人式開催日までに当該PCR検査の結果を受けた者
- (2) 町内に在住し、成人式開催日前までにPCR検査を受け、かつ、成人式開催日までに当該PCR検査の結果を受けた者

### (対象検査期間)

第4条 助成金の対象となる検査期間は、次の各号に掲げる助成対象者の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 前条第1号に規定する者 松崎町に帰省しようとする日から起算して前3日以内

(2) 前条第2号に規定する者 成人式の開催日から起算して前3日以内  
(対象経費)

第5条 助成金の交付の対象となる経費(以下「対象経費」という。)は、PCR検査に要する経費とする。

(助成金の額)

第6条 助成金の額は、対象経費の全額とし、15,000円を限度とする。

2 助成金の交付は、対象者1人につき1回を限度とする。

(交付の申請)

第7条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、検査費用を支払った後、30日以内に松崎町成人式該当者に対するPCR検査費用助成金申請書兼請求書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

(1) 申請者の本人確認ができる書類(マイナンバーカード(表面)、運転免許証等)の写し

(2) PCR検査領収書(検査名、検査実施機関名が記載されているもの)

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めるもの

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

様式第1号（第7条関係）

松崎町成人式該当者に対するPCR検査費用助成金申請書兼請求書

令和 年 月 日

松崎町長 様

申請者 住 所  
氏 名 印  
連絡先

松崎町成人式該当者に対する新型コロナウイルス感染症PCR検査費用助成金の交付を受けたいので、松崎町成人式該当者に対する新型コロナウイルス感染症PCR検査費用助成金交付要綱第7条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

検査実施者	現住所	(〒 - )	
	氏 名		
	生年月日	年 月 日 ( 歳)	
検 査 日		年 月 日	
検査した医療機関名			
申請（請求）額		円	
金融機関名		支店名	
預金種別	普通・当座		
口座番号			
フリガナ			
口座名義人			

備考1 本人確認ができる書類（マイナンバーカード（表面）、運転免許証等）の写し及びPCR検査領収書を添付すること。

2 申請（請求）額は、PCR検査に要した経費の全額とし、15,000円を限度とする。